

# 令和7年2月議会 保健福祉委員会（議案審査） 資料

審査資料一覧	頁
「北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について	2
「北九州市青少年問題協議会設置条例」の廃止について	3
「北九州市児童相談所設置条例」の一部改正について	5
「北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について	6
令和6年度 2月補正予算総括表	7

子ども家庭局

「北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について

1 概要（条例改正の理由）

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の資格要件については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）に従い条例で定めるものとされている。

幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員数に算入することができる副園長又は教頭は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としているが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。）の施行後10年間（令和6年度末まで）は、幼稚園免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けている者で良いこととする特例を設けている。

このたび、両資格を有する人材の不足状況を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、当該特例が延長された。

これに伴い、基準省令の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第3号）が公布されたため、改正後の基準省令に従い、本条例を改正するもの。

2 改正内容（付則第4項関係）

幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の副園長又は教頭となることができる特例を施行日から起算して10年から12年に延長する。

3 施行期日

公布の日

## 北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について

### 1 概要（条例廃止の理由）

地方青少年問題協議会法（昭和28年7月25日法律第83号）第1条に基づき、北九州市青少年問題協議会設置条例（昭和38年4月1日条例第71号）が定められ、北九州市青少年問題協議会の設置、協議会の委員定数、委員の任期等が定められた。

昭和38年4月1日に、北九州市青少年問題協議会は設置され、

（1）青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること

（2）青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを所掌事務として活動を開始したが、平成26年7月25日の協議会を最後に活動を停止している。

近年、青少年を取り巻く課題は非行問題にとどまらず、「ひきこもり」や「不登校問題」、「発達障害」等、多様化してきている。

そのため北九州市では、

- ①「北九州市子ども・若者支援地域協議会」
- ②「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」
- ③「北九州市子ども・子育て会議」

を設置し、それぞれの協議会における、多様化する青少年の課題についての調査審議の結果に基づき、政策の方向性を決定している。

加えて、これらの協議会は北九州市青少年問題協議会に比べ、多様な専門家で構成されている。

また、北九州市青少年問題協議会において取り扱っていた議題は各協議会に引き継がれており、今後、同協議会に付議するような議題はなくなったため、廃止するもの。

### 2 改正内容

北九州市青少年問題協議会設置条例（昭和38年北九州市条例第71号）を廃止する

**3 施行期日**

公布の日

**4 経過措置**

規定すべき経過措置はなし

議案第44号

「北九州市児童相談所設置条例」の一部改正について

1 概要（条例改正の理由）

児童を一時保護する施設である一時保護所の設置については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4の規定により、北九州市児童相談所設置条例（昭和38年条例第66号）に規定している。

このたび、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が施行されたことに伴い、一時保護所の名称を変更するため、関係規定を改める必要があるため、本条例を一部改正するもの。

2 改正内容（第3条関係）

現行	改正後
（一時保護所） 第3条 相談所に、一時保護所を設置する。	（一時保護施設） 第3条 相談所に、児童福祉法第12条の4第1項に規定する一時保護施設を設ける。

3 施行期日

公布の日

## 議案第45号

# 「北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

## 1 制定理由

一時保護施設の設備及び運営の基準については、これまで「児童養護施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）を準用してきたところである。

このたび、児童福祉法が令和4年に一部改正されたことに伴い、都道府県（指定都市を含む。）は、一時保護施設の設備及び運営について、令和7年4月1日までに条例で基準を定めることとされた（当該部分の施行日：令和6年4月1日）。また、条例を定めるに当たって従うべき基準及び参酌すべき基準となる「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）が令和6年4月1日に施行された。

そのため、この内閣府令の基準に合わせ、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

## 2 条例の内容

一時保護施設の第三者評価、児童の権利擁護、設備基準、職員配置基準、児童の教育等について定める。

## 3 施行期日

公布の日

## 令和6年度2月補正予算総括表

○議案第63号「令和6年度北九州市一般会計補正予算（第6号）」のうち子ども家庭局所管分

【歳出補正】

（単位：千円）

款項目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
4・2・1	子ども家庭総務費	8,953,865	297,301	9,251,166
	地域型保育給付（小規模保育）	1,964,004	266,101	2,230,105
	地域型保育給付（事業所内保育）	296,658	11,469	308,127
	【概要】 人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の引き上げ等に伴う保育の実施に係る費用の増加に要する経費。			
	保育所等への光熱費等支援事業	0	19,731	19,731
	【概要】 保育所等における利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。			
4・2・2	子ども家庭支援費	54,933,250	3,026,094	57,959,344
	施設型給付（保育所）	12,157,950	2,279,065	14,437,015
	施設型給付（幼稚園・認定こども園）	13,309,700	438,674	13,748,374
	【概要】 人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の引き上げ等に伴う保育の実施に係る費用の増加に要する経費。			
	児童養護施設等措置費	2,883,645	289,706	3,173,351
	【概要】 人事院勧告を踏まえた児童養護施設等に従事する職員の人件費の引き上げ等に伴う措置費の増加に要する経費。			
	児童養護施設等への光熱費等支援事業	0	12,999	12,999
	【概要】 児童養護施設等における利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。			
	潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業	3,000	5,650	8,650
	【概要】 保育人材を確保するため、潜在保育士に対する、保育所への再就職準備金等の貸付に要する経費。			
合 計			3,323,395	

【歳入補正】

款項目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
18・1・2	子ども家庭費国庫負担金	28,403,693	1,788,358	30,192,051
	地域型保育給付費	1,372,576	163,987	1,536,563
	施設型給付費	11,480,895	1,479,518	12,960,413
	児童福祉施設措置費	1,591,532	144,853	1,736,385
18・2・3	子ども家庭費国庫補助金	3,646,191	29,557	3,675,748
	保育対策総合支援事業費	82,364	5,650	88,014
	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	23,907	23,907
19・1・2	子ども家庭費県負担金	8,529,633	675,897	9,205,530
	地域型保育給付	492,292	56,790	549,082
	施設型給付	5,753,460	619,107	6,372,567
19・2・3	子ども家庭費県補助金	3,010,044	8,823	3,018,867
	保育所等への光熱費等支援事業費	0	8,823	8,823
合 計			2,502,635	

【繰越明許費】

款項目	事業名	繰越額	繰越理由
4・2・2	保育所整備推進事業	65,283	関係者との調整等に日時を要したため
合 計		65,283	